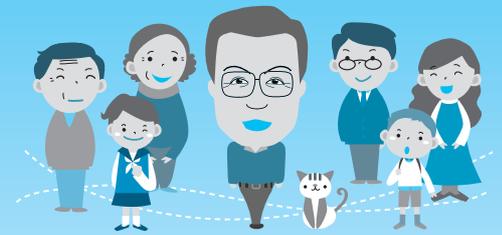


市民意見 を募集します



市民のみなさんの
「声」を市の計画に反映

現在、市では次の3つの計画等の策定に向けて議論を進めています。

これらの計画案に市民のみなさんのご意見を反映し、さらなる内容の充実を図るため、パブリックコメント（市民意見）を募集します。ぜひ、みなさんの「声」をお届けください。

案の閲覧場所

計画案などの詳細は、市役所各庁舎・山東図書館・近江図書館の「市政情報プラザ」、各行政サービスセンター窓口、市の公式ウェブサイトでも閲覧できます。

意見等の提出方法

閲覧場所でも直接提出、または郵送・ファックス・電子メールで各担当課へ提出してください。

米原市総合計画 後期基本計画(案)

政策調整課(米原庁舎) ☎52-6626

●計画策定の背景

総合計画とは、米原市が市民のみなさんにとって暮らしやすいまち、ずっと住み続けたいまちであるために、まちの課題を整理して「米原ならではの」の魅力を活かす、まちづくりの目標をまとめた市の基本的な計画です。

平成19年度に策定した第1次総合計画の具体的な施策を示す「前期基本計画」の期間が平成23年度末で終了します。そこで市では、前期基本計画期間中の社会経済情勢の変化や取り組みの成果や課題などを踏まえ、

後期基本計画（平成24年度～28年度）を策定します。

●計画のポイント

- ・前期基本計画（5年間）の成果と課題を検証
- ・米原市民意識調査を活用し、5年前と比較した市民意識の変化を把握
- ・社会経済情勢の変化を把握
- ・総合計画審議会における検討により市民目線の意見を反映
- ・施策の達成度を把握できるよう「目標達成指標」を新設
- ・行政だけの取り組みを示した総合計画ではなく、「市民の取組」の欄を新設



審議会の様子12月9日

●案の閲覧・意見の募集期間

12月22日(木)～1月31日(火)

●意見の提出先

米原市 政策調整課
〒521-5195 米原市下多良三丁目3番地
☎52-15195
sousei@city.maibara.lg.jp

第9次米原市 交通安全計画(案)

市民安全課(近江庁舎) ☎52-66300

●計画策定の背景

この計画は、昭和45年に成立した交通安全対策基本法に基づいて策定するもので、地域の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めます。計画の期間は、平成27年度までです。

●基本理念

- ①悲惨な交通事故による死者数の一層減少に取り組む。
- ②究極的には「交通事故のない米原」を目指す。

●米原市の課題と重点取組

米原市では、追突事故や出会い頭の事故が多いこと、65歳以上の高齢者の事故が多いことなどが課題になっていることを踏まえ、次の点に重点的に取り組みます。

- ▽高齢者・子どもの安全確保等
 - ・総合的な交通安全対策の推進
 - ・道路交通環境の整備
 - ・高齢者を守る運動の推進
- ・関係機関との連携強化
- ▽歩行者・自転車の安全確保
 - ・安全な通行空間の確保

美化重点区域・喫煙 禁止区域の指定(案)

環境保全課(伊吹庁舎) ☎5812230

●区域指定の背景

市では、市民・事業者・市役所の協働でごみの散乱等を防止し、良好で快適な生活環境を確保し、美しい環境を将来に引き継ぐことを目的として、平成23年3月に「米原市環境美化条例」を制定し、7月から施行しています。

この条例では、ごみのポイ捨ての抑制や喫煙マナー向上のために、特に必要があると認められる区域を「美化重点区域」および「喫煙禁止区域」として指定できることとしており、市では、次の2か所の区域指定を検討しています。



●指定区域

①伊吹山山頂

伊吹山には日本でも希少な山地草

原が存在し、伊吹山固有種など多様な植物が群生していることから、毎年多くの観光客が訪れます。

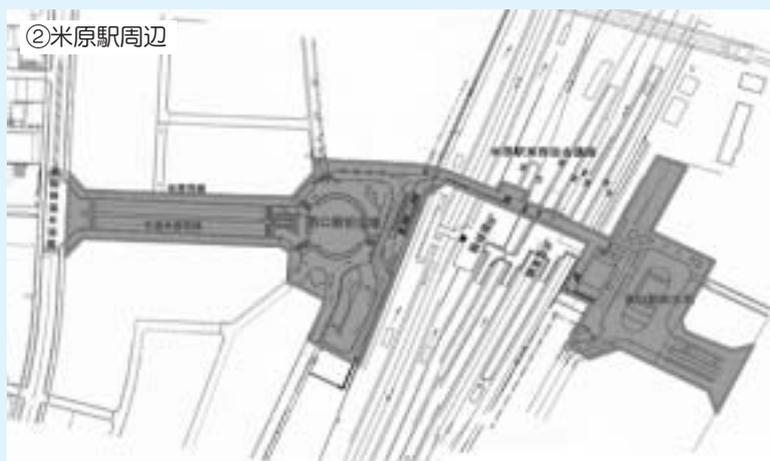
しかし、一方で登山客によるごみのポイ捨てや、犬のフンの放置などが見受けられるため、山頂付近を区域指定することにより、さらなる登山者のマナーの向上と、伊吹山の美化推進を図ります。



②米原駅周辺

米原駅は滋賀県で唯一の新幹線停車駅であり、県内外から多くの乗降客が利用されています。

駅周辺では依然としてごみのポイ捨てが多く、環境美化の悪化が心配されることから、区域指定により、さらなる利用者のマナー向上を図ります。



●区域の告示予定日

平成24年3月1日
平成24年5月1日施行

●案の閲覧・意見の募集期間

1月4日(水)～2月3日(金)

●意見の提出先

米原市 経済環境部 環境保全課
〒521-0392 米原市春照490番地1
☎5811630
kankyohozen@city.maibara.lg.jp

・交通安全教育の推進
▽身近な道路における安全確保等

・生活に密着した身近な道路における安全確保
・交差点における安全確保と追突事故、出会い頭の事故対策の推進

▽鉄道交通・踏切道における交通安全の目標

・乗客の死者数および踏切事故ゼロの継続、運転事故件数の減少

●案の閲覧・意見の募集期間

1月4日(水)～2月3日(金)

●意見の提出先

米原市 市民部 市民安全課
〒521-8601 米原市顔戸488番地3
☎521-6930
houan@city.maibara.lg.jp



各庁舎の窓口と図書館に設置している「市民情報プラザ」。パブリックコメントの資料のほか、各種審議会の議事録などを公開しています。